

令和4年 第12回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和4年11月10日（木）午前9時29分～
2. 場 所	にかほ市金浦庁舎 第3会議室
3. 委員総数	12名
4. 出席した委員（12名）	1番 佐々木純子 2番 加藤朋光 3番 佐々木鋼記 4番 須田貴志 5番 齋藤一成 6番 巴 朋之 7番 須藤孝子 8番 須田 久 9番 佐藤久美子 10番 森 孝良 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊 （傍聴人 伊藤盛雄 ）
5. 欠席した委員（0名）	
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 議事録署名委員	7番 須藤孝子 8番 須田 久
8. 出席した事務局職員	事務局長 小森俊英 副主幹班長 村上裕子 主任 舘岡里海
9. 議事日程	第1 議事録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第17号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【9件】
報告第18号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【1件】
議案第37号	農地法第3条の規定による所有権移転の件について ・・・【2件】

議案第 38 号	農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件について ・・・【 1 件】
議案第 39 号	農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について ・・・【 2 件】
議案第 40 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について ・・・【 21 件】
◆事務局長	ただ今より、令和 4 年第 12 回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。 (開会 午前 9 時 29 分)
◇会長	おはようございます。 先日の「農業委員会大会」への出席ありがとうございました。 今日の新聞に出ておりましたが、今年の作況が 96 のやや不良ということでしたが、実感としては、それ以上に不良であったと感じているところです。標準の網目が 1.7 ミリですが、我々が通常使用しているのは 1.9 ミリですので、その差は結構あるのかな、と思います。 ウクライナ情勢や円安の影響もあり、肥料や生産資材が高騰し、非常に不安な要素がありますが、農協としても十分配慮するということでございます。 今日は総会后、フードドライブで集めた食料品を社会福祉協議会へ届ける予定となっておりますので、慎重かつスムーズな審議にご協力をお願いして、私のあいさつといたします。
◆事務局長	ありがとうございました。 それではこれより議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしくお願いします。
◇議長	それでは審議に入る前に欠席者を報告します。本日は欠席の届け出はありませんでした。 ただ今の出席委員は、委員総数 12 名中 12 名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

- ◇議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
7番 須藤孝子 委員 8番 須田 久 委員の両名にお願いいたします。
- ◇議長 日程第2 会議書記を指名いたします。
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。
- ◇議長 日程第3 会期の決定の件を議題といたします。
会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。
・・・〈異議なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。
- ◇議長 日程第4 諸般の報告
11月1日、秋田県農業委員会大会が大仙市の大曲市民会館で開催され、農業委員、推進委員と事務局職員合わせて17名が参加しております。
11月7日、秋田県農業委員会女性協議会の地区別研修会が秋田市の遊学舎で開催され、女性農業委員3名と事務局職員2名が参加しております。
- ◇議長 日程第5 議案審議に入ります。
報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。一括して事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 議案書4ページからになります。
報告第17号－1は、借受人に所有権移転するため解約するものであります。その所有権移転につきましては、議案第37号－1へ上程されております。
報告第17号－2および3は、受人が離農するため解約するものです。受人の所有する農地を含め、新たな耕作者については現在調整中です。
報告第17号－4および5は、受人の体調不良による解約であります。新たな耕作者については、現在集落内で調整中ということです。
報告第17号－6から9は、象潟前川ほ場整備事業に係る合意解約であります。当該農地については全て、議案第40号に上程されております。

- ◇議長 報告第 17 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、報告第 17 号については同意することに決定してご異議ございませんか。
- ・・・〈異議なしの声〉・・・
- ◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。
- ◇議長 次に、報告第 18 号 農地の転用事実に関する照会について上程します。事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 議案書 6 ページからになります。農地の転用事実に関する照会が秋田地方法務局本荘支局よりありました。
- 当該農地は、飛字餅田及び雨谷地地内の農地であります。位置図、公図を議案書 7 ページ、8 ページに掲載しておりますが、旧金浦町で整備した「臨海工業団地」隣接する土地であります。当該地は平成 21 年 7 月に農地転用許可を受けた土地ですが、転用完了後も地目変更登記をしていなかったことと、一部の申請地目が許可の用途と異なることから照会があったもので、県にも確認して、原状回復命令は行わない旨、そして非農地である旨、回答しております。
- ◇議長 報告第 18 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、報告第 18 号については同意することに決定してご異議ございませんか。
- ・・・〈異議なしの声〉・・・
- ◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。
- ◇議長 次に、議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の件について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第３７号について一括して説明いたします。議案書９ページになります。

議案第３７号－１は、報告第１７号－１でも説明しており、これまでの借受人、貸渡人の間での売買による所有権移転であります。

議案第３７号－２は、受人は所有する畑でネギを作付けしております。申請地はその所有する農地に隣接しており、規模拡大の意向もあることから、売買により所有権移転するものであります。

それぞれの売買価格及び受人の経営状況は議案に記載のとおりであり、農地法第３条第２項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

◇議長

議案第３７号－１および２の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、はじめに議案第３７号－１について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第３７号－２について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第３８号 農地法第５条の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書は１０ページからとなります。

申請地は平沢字館ヶ森地内にある農地で、仁賀保郵便局から南南西に約２２０ｍ、仁賀保の■■■■や■■■■から北北西に約１５０ｍに位置し、周囲を住宅に囲まれた、地目が畑

の農地です。位置図、公図、土地利用計画図を16ページから18ページに掲載しております。

申請人は親子で、受人は実家近くのアパートに住んでおりますが、結婚を機に自己用の住宅を建築するため、道路を挟んで実家の向かいにある当該農地を転用しようとするものです。

申請地は都市計画法の用途地域内にあることから転用が許可される第3種農地と判断されます。現地につきましては、由利地域振興局職員及び遠藤職務代理、佐藤委員より確認していただいております。

◇議長

議案第38号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第38号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長

次に、議案第39号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について を上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書19ページからになります。

議案第39号－1についてですが、申請地は院内字上横根地内にある農地で、薫風苑駐車場から南西に約300mに位置し、周囲を住宅に囲まれた、地目が畑の農地です。位置図、公図、土地利用計画図を25ページから27ページに掲載しております。

受人は、現在居住している住宅の老朽化に伴い、住宅の新築を計画し、候補地の選定に当たっては、象潟地区の会社に勤務しているものの、由利本荘市の病院に通院していることもあり、中間地である仁賀保地区で探していたものです。

農地区分については住宅が連坦していることから、転用が許可される第3種農地と判断しております。

次に、議案第39号－2についてですが、申請地は芹田字高

磯地内にある農地で、芹田自治会館から北西約150m、■■■■の南約50mに位置し、周囲を宅地に囲まれた農地です。位置図、公図を33ページ、34ページに掲載しております。

受人は稲作農業を営み、農業機械をビニールハウスで保管しておりますが、ハウス内は湿度が高く腐食してしまうため、自宅の向かい側に位置する当該地を、農機具置場として転用する計画です。

農地区分については住宅が連坦していて生産性の低い農地であるとの判断から、転用が許可される第3種農地と判断しております。どちらの案件も、現地につきましては由利地域振興局職員及び遠藤職務代理、佐藤委員より確認していただいております。

◇議長

議案第39号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、はじめに議案第39号－1について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長

次に、議案第39号－2について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長

次の議案に移ります。

議案第40号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書 35 ページからとなります。市長より、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定の計画が合わせて 21 件でありまして、うち賃借権の新規が 13 件、再設定が 8 件で、利用権設定の総面積は 120,522㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると考えます。

始めに、議案第 40 号－1 から 8 までを説明いたします。

議案第 40 号－1 と 2 は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 40 号－3 から 8 は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第 40 号－1 から 8 までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第 40 号－1 から 8 について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次の議案第 40 号－9 から 12 は、私に関連ありますので、私が退席する間、議事の進行は、にかほ市農業委員会運営規則第 3 条の規定に基づき、会長職務代理者が議長になりまして進めさせていただきます。

職務代理よろしくお願いいたします。

◇議長（会長職務代理者）

それでは、次の議案第 40 号－9 から 12 は、12 番 小林豊委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条及びにかほ市農業委員会会議規則第 18 条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈12番 小林 豊委員退席〉

(午前9時49分)

◇議長（会長職務代理者）

議案第40号－9から12について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書42ページから46ページになります。

議案第40号－9から12は、ほ場整備に係る農地中間管理事業を利用した賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長（会長職務代理者）

議案第40号－9から12までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長（会長職務代理者）

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第40号－9から12について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長（会長職務代理者）

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

12番 小林 豊委員の入室を許可します。

〈12番 小林 豊委員着席〉

(午前9時52分)

◇議長（会長職務代理者）

小林 豊委員が戻りましたので、ここで議長を交代いたします。

◇議長

次の議案に移ります。

議案第40号－13から18について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書46ページから51ページになります。

議案第40号－13から18も、ほ場整備に係る農地中間管理事業を利用した賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第４０号－１３から１８までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第４０号－１３から１８について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次の議案第４０号－１９と２０は、４番 須田貴志委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第３１条及びにかは市農業委員会会議規則第１８条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈４番 須田貴志委員退席〉

（午前９時５４分）

◇議長

議案第４０号－１９と２０について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書５２ページ、５３ページになります。

議案第４０号－１９と２０、こちらもほ場整備に係る賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第４０号－１９と２０の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第４０号－１９と２０については原案どおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

4 番 須田貴志委員の入室を許可します。

〈4 番 須田貴志委員着席〉

(午前 9 時 5 6 分)

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

最終ページになります。議案第 4 0 号－2 1 もほ場整備に係る賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第 4 0 号－2 1 の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第 4 0 号－2 1 については原案どおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前 9 時 5 7 分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和4年11月10日

議事録署名委員

総会議長 会 長

委 員 7 番

委 員 8 番
